

公 表 用

平 成 2 7 年 度

積 算 基 準 ( 步 掛 ・ 単 価 )

平 成 2 7 年 1 0 月 1 日 以 降 適 用

長 崎 県 農 林 部 森 林 整 備 室

## 積算基準（単価・歩掛）の公表について

### 1. はじめに

長崎県農林部森林整備室が発注する森林土木関係工事の積算基準（単価・歩掛）のうち、森林整備室の独自調査により決定したものを公表するものである。

### 2. 内 容

#### 1) 単 価

本書には、平成27年度 積算基準（単価・歩掛）（一般土木・港湾漁港編）に掲載されている以外の森林整備室独自に決定した単価を掲載している。

#### 2) 歩 掛

長崎県農林部森林整備室の歩掛の大半は、国が制定した歩掛をそのまま準用しており、これら歩掛は既に国において市販公表されている。

また、当室が独自に制定した歩掛については、個別の入札案件において参考資料内で公表を行う。

#### 3) 工事における間接工事費及び一般管理費

共通仮設費、現場管理費、一般管理費については、『森林整備保全事業設計積算要領（最終改正平成27年4月1日）』により積算を行っている。

#### 4) 業務委託における諸経費

測量業務、調査業務における諸経費及び、解析等調査業務、設計業務におけるその他原価、一般管理費については、『森林整備保全事業の調査・測量・設計を外注する場合の取扱要領（最終改正平成27年4月1日）』により積算を行っている。

森林整備保全事業設計積算要領及び森林整備保全事業の調査・測量・設計を外注する場合の取扱要領については、【別紙】か、林野庁ホームページを参照

[http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan\\_kijun.html](http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html)

#### 5) イメージアップ経費を計上する対象工事

森林整備工事(A・B)及び設計金額500万未満の工事を除く全ての工事。なお、設計金額500万未満の工事であっても、イメージアップの実施が可能なものについては、イメージアップ経費を計上してよいものとする。

### 3. その他

本書の内容に関する質問は、原則として受け付けない。

本書は、平成27年10月1日以降に発注する工事から適用する。  
なお、年度途中で資材価格が著しく変動した場合、本書の単価を変更することもある。

平成27年度 治山林道必携 積算・施工編 P22～23

## ア 共通仮設費

## b 共通仮設費率の補正

施工地域、施工場所を考慮した共通仮設費率の補正は共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。

(注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

- (1) 市街地とは、施工地域が総務省統計局国勢調査による人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。
- (2) 山間僻地及び離島とは、施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。
- (3) 地方部とは、施工地区が上記以外の地区をいう。

(注2) 施工場所の区分のうち、一般交通等の影響を受ける場合は、以下のとおりとする。

(1) 施工場所において一般交通等の影響を受ける場合。

施工地域・工事場所区分		補正値(%)
市街地		2.0
山間僻地及び離島		1.0
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	—

(2) 施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合。

(3) 施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合。

(注3) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。

また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は、共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.3
	舗装工事	
	道路維持工事	

(注4) 共通仮設費率の補正が2種類以上該当する場合の取扱い

共通仮設費率の補正が2種類以上該当する場合には、補正値の大きい方を適用する。

イ. 現場管理費

(ア) 工種区分

現場管理費は、次表に掲げる工種区分に準じて算定するものとする。

(イ) 算定方法

算定は、次表の工種区分ごとの率に、純工事費 (Np) を乗じて得た額の範囲内とする。

ただし、2種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。

a 現場管理費の率計算による部分

[算定式]

現場管理費 = 純工事費 (Np) × (現場管理費率 (Jo) + 補正率)

- ・ 純工事費 (Np) は、直接工事費 + 共通仮設費 + (支給品費 + 無償貸付機械評価額) による。ただし、次のものは、現場管理費算定の基礎となる純工事費に含めないものとする。

- a 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうち工場原価
- b ヘリコプターの飛行経費
- c 建設副産物 (産業廃棄物) の処分場処理経費

ただし、都道府県において当該事項について、別に取扱要領等により定めがある場合にはこれを除く。

[Jo の算定式]

$$Jo = A \cdot Np^b$$

ただし、Jo : 現場管理費率 (%)

Np : 純工事費 (円)

A, b : 変数値

- ・ 補正率は施工地域、工事期間等による補正係数
- ・ Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

工種別現場管理費率標準地表面

工種区分	純工事費	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		700万円以下		
適用区分		下記の率とする (%)	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	
			A	B
	河川工事	42.02	1,169.0	-0.2110
	河川・道路構造物工事	28.22	52.6	-0.0395
	治山・地すべり工事	44.58	1,281.7	-0.2131
	海岸工事	26.90	104.0	-0.0858
	森林整備	41.68	366.3	-0.1379
	道路工事	32.73	80.0	-0.0567
	鋼橋架設工事	39.06	105.6	-0.0631
	PC橋工事	30.09	113.1	-0.0840
	舗装工事	39.39	622.2	-0.1751
	公園用地造成工事	41.68	366.3	-0.1379

工種区分	純工事費	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする(%)	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする(%)
			A	B	
	道路維持工事	51.14	316.8	-0.1257	31.27

工種区分	純工事費	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする(%)	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする(%)
			A	B	
	トンネル工事	43.96	203.6	-0.0951	26.56

- 備考 1 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の治山ダムは、治山・地すべり工事に2%加算するものとする。  
 2 保安林管理道等に関する工事は林道関係事業に準じるものとする。

b 現場管理費率の補正

(b) 施工地域、工事場所による取扱い

施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正については、下表の補正率を加算補正するものとする。  
 (施工地域等による補正)

施工地域・施工場所区分		補正率(%)
市街地		1.5
山間僻地及び離島		0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	—

また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正は、現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.1
	舗装工事	
	道路維持工事	

(注) 施工地域・施工場所の区分等は共通仮設費率の補正を準用する。

## (3) 一般管理費等

## ア 算定方法

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益の額の合計額とし、次表の工事原価ごとに求めた一般管理費率等を、当該工事原価に乗じて、得た額の範囲内とする。

(ア) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	20.29%	下の計算式により算出された率	7.41%

## [算定式]

一般管理費等＝工事原価（ $C_p$ ）×（一般管理費等率（ $G_p$ ）×補正係数＋補正值）

- ・ 工事原価（ $C_p$ ）は、純工事費＋現場管理費による

ただし、次のものは、一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

- a 支給品費
- b 無償貸付機械評価額
- c ヘリコプターの飛行経費
- e 建設副産物（産業廃棄物）の処分場処理経費

ただし、都道府県等において当該事項について、別に取扱要領等により定めがある場合にはこれを除く。

[ $G_p$ の算定式]

$$G_p = -4.63586 \cdot \text{Log } C_p + 51.34242$$

ただし、 $G_p$ ：一般管理費等率（%）

$C_p$ ：工事原価（単位：円）

- ・  $G_p$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

## (イ) 一般管理費率等の補正

～以下 改訂なし～

## 森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領

平成27年度 治山林道必携 調査・測量・設計編 P13

## 第4 調査業務の積算基準

## 3 調査業務費の積算

## (1) 調査費の積算

## ア 一般調査費の積算

## (イ) 諸経費

諸経費は、現場管理費と一般管理費等を一括して積算するものとし、その額は純調査費の額に次表に掲げる諸経費の率であって当該純調査費の額が該当する区分に対応するものを乗じて算出するものとする。

純調査費の区分	諸経費の率
100万円以下	52.0%
100万円を超え3,000万円以下	次の算出式により求められた率
3,000万円を超えるもの	32.8%

算出式

$$Z = A \times Y。$$

(注) Z：諸経费率（単位%）

Y：純調査費（単位円）

A：変数値=335.58

b：変数値=-0.135

諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、第1位止めとする。

平成27年度 治山林道必携 調査・測量・設計編 P15

## イ 解析等調査費の積算

## (イ) その他原価

その他原価は次式により算出した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 $\alpha$ は解析等調査原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

## (ウ) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算出した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{解析等調査原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 $\beta$ は解析等調査費煮染める一般管理費等の割合であり、35%とする。



平成27年度 治山林道必携 調査・測量・設計編 P19

## 第5 測量業務の積算基準

## 3 測量業務費の積算

## (3) 諸経費

諸経費は、間接測量費と一般管理費を一括して積算するものとし、その額は直接測量費の額に次表に掲げる諸経費の率であって当該直接測量費の額が該当する区分に対応するものを乗じて算出するものとする。

直接測量費の区分	諸経費の率
50万円以下	91.2%
50万円を超え1億円以下	次の算出式により求められた率
1億円を超えるもの	51.7%

算出式

$$Z = A \times Y^b$$

(注) Z：諸経費率（単位%）

Y：純調査費（単位円）

A：変数値=371.23

b：変数値=-0.107

諸経費率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、第1位止めとする。

平成27年度 治山林道必携 調査・測量・設計編 P20

## 第6 設計業務の積算基準

## 3 設計業務費の積算（建設コンサルタント等に委託する場合）

原則として第4の3の(1)のイに準ずるものとする。

この場合、「解析等調査」を「設計」と読み替えるものとする。

## 《森林土木関係工事におけるイメージアップ経費積算要領》

### 1. イメージアップ経費を計上する対象工事

森林整備工事（A・B）及び設計金額500万円未満の工事を除く全ての工事

なお、設計金額500万円未満の工事であっても、イメージアップの実施が可能なものについては、イメージアップ経費を計上してよいものとする。

### 2. 積算方法

イメージアップ経費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的なイメージアップを行う場合は率計上とし、特別なイメージアップを行う場合は積上げ計上とする。

$K = i \cdot P_i +$  （ただし、K：イメージアップに要する費用）

（単位：円、1,000円未満切り捨て）

i：イメージアップ費率

（単位：%、小数第3位四捨五入2位止め）

$i = 11.0 \cdot P_i^{-0.1380}$

（ $P_i$ が5億円を超える場合は0.69%とする。）

ただし、市街地についてはiに1.5%を加算する。

$P_i$ ：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）+支給品費（共通仮設費対象分）+無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）

対象額： $P_i$		イメージアップ費率：i（%）	
		地方部	市街地
直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分） + 支給品費 （共通仮設費対象分） + 無償貸付機械等評価額	5億円以下 の場合	$11.0 \cdot P_i^{-0.138}$	$11.0 \cdot P_i^{-0.138} + 1.5$
	5億円を 超える場合	0.69	2.19

### 3. 実施内容

（1）原則として「計上費目（仮設備関係・営繕関係・安全関係・地域とのコミュニケーション）」ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5内容を基本とした費用である。

計上費目	実施する内容（土木工事率計上分）
仮設備関係	用水・電力等の供給設備、緑化・花壇、ライトアップ施設、見学路及び椅子の設置、昇降設備の充実、環境負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化、労働者宿舍の快適化、デザインボックス（交通誘導員待機室）、現場休憩所の快適化、健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）、盗難防止対策（警報機等）、避暑・防寒対策
地域とのコミュニケーション	完成予想図、工法説明図、工事工程表、デザイン工事看板（各工事PR看板含む）、見学会等の開催（イベント等の実施含む）、見学所（インフォメーションセンター）の設置及び運営、パンフレット・工法説明ビデオ、地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、社会貢献

なお、選択にあたっては、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容数を変更してもよいものとし、監督職員と協議するものとする。

（２）積み上げ計上分（ ）に計上するものは、費用が巨額となるためイメージアップ率分で行うことが適当でないとは判断されるものとする。

#### ４．設計変更について

（１）率に計上されるものについては、イメージアップ計画書に記載されたすべての項目が実施され、その実施額が率計上分より加減が生じたとしても設計変更を行わない。ただし、対象金額（ $P_i$ ）の変動に伴うイメージアップ経費率  $i$  は変更される。また、積み上げ計上分（ ）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

（２）イメージアップの不履行が確認された場合及び施工業者よりイメージアップの不履行協議があった場合は設計変更にて減額変更（イメージアップ経費を計上しない）を行う。

（イメージアップ計画書に記載された項目を１つでも実施していない場合は不履行とする。ただし、不履行の判定は率計上分と積み上げ計上分のそれぞれで行い、互いに影響を与えない。）

森林土木用資材単価一覧表

コード番号	使用工法等	名称	形状寸法	単位	単価	摘要
TP9743	ノンフレーム工法	支圧板（改良型）	床板面積0.22m <sup>3</sup> 14.4kg/枚	枚	20,400	
TP9702	〃	NNSロッド	φ31.5	m	3,730	
TP9703	〃	NNSカップラ	φ31.5用	個	1,860	
TP9704	〃	NNS球面ナット	φ31.5用	個	1,510	
TP9746	〃	NNS丸座金	φ130+9 0.8kg/個	個	750	
TP9706	〃	NNSチップ付きビット	φ5.5mm	個	7,120	
TP9707	〃	NNSキャップ		個	2,080	
TP9708	〃	NNSキャップワッシャ		個	1,240	
TP9709	〃	ワイヤーロープ 7.0m		本	5,160	
TP9710	〃	ワイヤーロープ 8.0m		本	5,460	
TP9715	セルウォール工法	セルウォール本体 （円形）	2t×φ1200	m	63,200	
TP9716	〃	セルウォール本体 （半円形）	2t×φ1200	m	47,600	
TP9717	〃	セルウォール壁面材	一般部 D1	セット	19,400	
TP9718	落石防護柵	アンカーボックス	山側	セット	47,500	
TP9719	〃	〃	谷側	セット	25,200	
TP9738	〃	ASバッファ（新タイプ）		m <sup>2</sup>	40,500	
TP9739	〃	チョウチンスパーサー	孔径φ5.5mm用	個	400	
TP9723	集水井工	螺旋タラップ	T-A型	ヶ所	42,000	
TP9724	〃	〃	T-B型	ヶ所	28,000	
TP9725	〃	〃	T-C型	ヶ所	75,600	
TP9726	〃	〃	T-DZ型	ヶ所	75,200	有効長1.00m
TP9730	特殊モルタル吹付工	特殊モルタル混合物	吹付用（混合液1：特殊配合セメント3.5）	kg	230	
TP9731	〃	亀甲金網	HX-G 1.2×2.6（亜鉛メッキ鉄線）	m <sup>2</sup>	258	
TP9732	〃	亀甲金網	HX-G 1.2×4.0（亜鉛メッキ鉄線）	m <sup>2</sup>	196	
TP9734	〃	ラスアンカー	径13mm×400mm	本	68	
TP9735	植栽工関係	抵抗性マツ	H=0.30m上根本径7mm上 ふるい苗	本	460	本土 H27.10.1改訂
TP9740	〃	抵抗性マツ	H=0.30m上根本径7mm上 ポット苗	本	620	本土 H27.10.1改訂
TP9745	〃	抵抗性マツ	H=0.30m上根本径7mm上 ふるい苗	本	470	離島 H27.10.1改訂
TP9755	〃	抵抗性マツ	H=0.30m上根本径7mm上 ポット苗	本	700	離島 H27.10.1改訂

◎ノンフレーム工法・ノンフレームネット工法・セルウォール工法落石防護柵工 資材について

注1) 本土地区においては現場車上渡し

注2) 離島地区においては博多港・長崎港渡し

◎集水井工、特殊モルタル吹付工、植栽工について

注1) 受け渡しは県内指定場所（業者指定）

平成27年度  
長崎県産材スギ・ヒノキ・丸太価格表

区分 規格		白木仕上											
		切丸太						杭木仕上げ					
		円柱		円柱（対馬）		白木（皮剥ぎ）		円柱		円柱（対馬）		白木（皮剥ぎ）	
長さ	直径	TP	円/本当り	TP	円/本当り	TP	円/本当り	TP	円/本当り	TP	円/本当り	TP	円/本当り
1.0m	8cm	9873	310	9909	270	9801	310	9891	330	9927	280	9819	360
	9cm	9874	390	9910	-	9802	390	9892	410	9928	-	9820	420
	10cm	9977	500	9911	440	9836	410	9981	520	9929	460	9840	460
1.5m	8cm	9876	470	9913	420	9804	370	9894	490	9931	440	9822	420
	9cm	9877	600	9914	-	9805	470	9895	630	9932	-	9823	520
	10cm	9978	740	9915	660	9837	570	9982	770	9933	690	9841	640
2.0m	8cm	9882	630	9917	560	9810	490	9900	670	9935	590	9828	540
	9cm	9883	800	9918	-	9811	620	9901	830	9936	-	9829	690
	10cm	9980	990	9919	870	9839	770	9984	1,030	9937	920	9843	850
3.0m	8cm	9885	960	9921	920	9813	760	9903	1,000	9939	970	9831	840
	9cm	9886	1,220	9922	-	9814	960	9904	1,270	9940	-	9832	1,060
	10cm	9988	1510	9923	1440	9986	1180	9989	1570	9941	1500	9987	1310
4.0m	8cm	9888	1,340	9924	1,270	9816	1,030	9906	1,390	9942	1,320	9834	1,140
	9cm	9889	1,700	9925	-	9817	1,300	9907	1,760	9943	-	9835	1,440

参考事項

- ・直径は末口の径とする。
- ・スギ・ヒノキは同単価とする。
- ・円柱加工丸太：本土・対馬現場渡し。五島、杵岐及び本土の離島は最寄港渡し。
- ・皮剥丸太：本土、五島現場渡し。対馬、杵岐及び本土の離島は最寄港渡し。

## 市 販 公 表 図 書 一 覧

長崎県が使用している歩掛		市 販 公 表 図 書		
歩 掛 名	発 行 ・ 監 修	図 書 名	発 行	連 絡 先
森林整備保全事業標準歩掛 (共通工・治山・林道)	林 野 庁	平成 2 7 年 版 治 山 林 道 必 携 (積算・施工編)	(社)日本治山治水協会 日本林道協会	東京都千代田区永田町2-4-3 TEL 03-3581-2288 FAX 03-3581-1410
治山事業調査等標準歩掛 林道工事調査等業務標準歩掛	林 野 庁	平成 2 7 年 版 治 山 林 道 必 携 (調査・測量・設計編)	(社)日本治山治水協会 日本林道協会	東京都千代田区永田町2-4-3 TEL 03-3581-2288 FAX 03-3581-1410
森林土木木製構造物暫定施工歩掛 木製構造物パーツ化歩掛 (作業種別歩掛)	林 野 庁	平成 2 7 年 版 森 林 土 木 木 製 構 造 物 施 工 マ ニ ュ ア ル	(社)日本治山治水協会 日本林道協会	東京都千代田区永田町2-4-3 TEL 03-3581-2288 FAX 03-3581-1410

※上記で不足している項目は、土木部の積算基準による。

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kijun/>